

1次・2次予選出場資格及び大会出場に関する確認事項

2023年4月

一般財団法人 少林寺拳法連盟

1. 全種目共通に適用する事項

(1) 出場資格【表-1】※条件として示す年齢は2023年度末時点の年齢とする。

※なお、全種目、科目指定は実施せず、自由組演武とする。

No	種別	種目	出場資格（主要）	
		1次予選、2次予選		
1	競技	男子マスターズA	・2023年度内に男性45才以上、女性35才以上となり、両者の年齢合計が109才以下。 ・武階不問。男女の場合は男子の部。	
2		男子マスターズB	・2023年度内に男性45才以上、女性35才以上となり、両者の年齢合計が110才以上。 ・武階不問。男女の場合は男子の部。	
3		女子マスターズ	・2023年度内に両名とも35才以上となる者。 ・武階不問。	
4		一般男子五段以上	・2023年度内に両名とも16歳以上となり、各種目の資格、性別条件を満たす者。 ・男女混成は不可。 ・中学生以下は、出場できない。	
5		一般男子三段・四段		
7		一般男子初段・二段		
9		一般男子級拳士		
10		一般女子三段以上		
11		一般女子初段・二段		
13		一般女子級拳士	・2023年度内に両名とも16歳以上となり、各種目の資格、性別条件を満たす者。 ・中学生以下は、出場できない。	
14		女子護身技法有段		
15		女子護身技法級拳士	・義務教育としての中学校に在籍し、2023年度内に両名とも13歳～15歳になる者。 ・武階、学年は不問。男女の場合は男子の部。	
16		中学生男子		
17		中学生女子		
18		小学生A	・4年生以上同士の小学生かつ、2023年度内に両名とも10歳～12歳になる者。 ・武階、性別不問。	
19		団体演武	一般	・2023年度内に全員が16歳以上となる者。（6名～8名） ・武階、性別不問。
20			中学生	・義務教育としての中学校に在籍し、2023年度内に全員が13歳～15歳になる者。 ・武階、性別不問。
21			小学生	・小学生かつ、2023年度内に全員が7歳～12歳になる者。（6名～8名） ・武階、性別不問。
22	単独演武	男子有段	・2023年度内に16歳以上となり、各種目の資格、性別条件を満たす者。 ・中学生以下は、出場できない。	
23		男子級拳士		
24		女子有段		
25		女子級拳士		
	種別	種目	出場資格（主要）	
26	発表	組演武	アンダー8	・3年生以下同士の小学生かつ、2023年度内に両名とも7歳～9歳になる者。 ・武階、性別不問。
27			ファミリー（親子）	・子どもは中学生以下に限る。両者とも武階、性別不問。 ・祖父母と孫の組み合わせも認める。三人掛不可。
28			ファミリー（夫婦）	・武階、年齢不問。
29	団体演武	ファミリー	家族（2家族の合同も可）を中心、または同じ都道府県所属の高齢者（65歳以上）同士の4名以上の集団で規定にとらわれない団体演武を披露	
30		マイシード / Kenshi with disabilities	2022年全国大会in OSAKAに準ずる。	
31		インターナショナル（組演武、三人掛、団体）	所属国を超えた拳士による演武	
32		論文	別に定める	
33		運用法	別に定める	

- (2) 出場者は、一般財団法人少林寺拳法連盟会員規程に基づく義務を果たしていること。
- ・2023年度現役会員
- (3) 少林寺拳法競技規則、少林寺拳法審判規則に基づき実施する。
- ・少年部・中学生で禁止されている受身、武階相当技、禁止技、攻撃技等
 - ・「2022～2025年度考試員審判員講習会資料」を十分に確認すること。
- (4) 出場種目は、組演武種目、単独演武種目を複数兼ねての出場は認めない。
出場種目は、原則として1人1種目とするが、複数兼ねて出場する場合は以下の通りとする。
- ①組演武・単独演武種目から1種目
 - ②団体演武種目から1種目
 - ③運用法種目から1種目
 - ④論文の部
 - ⑤マイシードの部（介助者としての出場）
- 例)・男子五段以上と男子有段単独演武の重複出場は不可
- ・小学生団体とファミリー団体の重複出場は不可
 - ・小学生団体と親子の部の重複出場は可
 - ・女子護身技法の部と夫婦の部の重複出場は不可
 - ・一般女子三段以上の部と一般団体演武の部、運用法の部、論文の部の重複出場は可
- (5) 演武者・運用法実施者の組み合わせは、同じ都道府県連盟・各連盟内であれば所属（支部、少林寺拳法部、拳友会）は不問とする。
- ・所属は、全国大会申込み時点での本部登録をもって、所属連盟を確認する。
 - ・重複出場の場合、参加費は各種目選考された連盟からの納入とする。
- (6) 武階が指定されている種目については、指定の武階の拳士と組み、該当する種目に出場することを原則とするが、以下に限り、異なる武階の組み合わせを認める。
- 一般男子五段以上
 - ・両者五段以上であれば武階の差は不問。
 - ・五段と四段の組み合わせのみ認める。（下位は四段まで）
 - ・四段と組む場合の武階差は1階級まで。（例：六段・四段は不可）
 - 一般男子三段、四段
 - ・両者同じ武階、または三段と四段の組み合わせとする。
 - ・三段と二段の組み合わせのみ認める。（下位は二段まで）
 - ・武階差は1階級まで。（例：四段・二段は不可）
 - 一般男子初段、二段、一般女子初段、二段
 - ・両者同じ武階、または初段と二段の組み合わせとする。
 - ・初段と1級の組み合わせのみ認める。（下位は1級まで）
 - ・武階差は1階級まで。（例：二段・1級は不可）
 - 一般女子三段以上
 - ・両者三段以上であれば武階の差は不問。
 - ・三段と二段の組み合わせのみ認める。（下位は二段まで）
 - ・武階差は1階級まで。（例：四段・二段は不可）
 - 女子護身技法有段
 - ・両者有段者であれば武階の差は不問。
 - ・初段と1級の組み合わせのみ認める。（下位は1級まで）
 - 女子護身技法級拳士
 - ・両者級拳士であれば武階の差は不問。
- (7) 服装、防具、武器等について
- ・服装は、「服装規定」に準じる。なお規定に違反した場合は失格とする。
 - ・相手または自身に危険を及ぼすような物は、一切身に付けてはならない。
※メガネ、ハードコンタクトレンズ、金属・プラ製の髪留め、装飾品（ネックレス、指輪、イヤリング等）
※髪留めはゴム製のみ。
※やむを得ずメガネ等を着用する必要がある場合は、別紙「眼鏡等を着用しての出場に関する誓約書」を提出すること。
 - ・負傷箇所の保護目的以外のサポーター、テーピングは使用禁止。（点呼時のスタッフ並びに、コート担当主審へ報告すること）
 - ・胴の使用は認める。（少林寺拳法連盟公認防具のみ）

- ・法器、武器は使用禁止。
- (8) 有段者の種目の使用科目は、次記の通りとする。
 - ・武階の異なる拳士と組む場合を含めて、各々の武階に応じた範囲までとする。
 - 例) 三段の拳士が二段の拳士と組む(三・四段の部出場)
 - 三段の拳士が守者の際は、三段で習得する科目(四段科目)まで
 - 二段の拳士が守者の際は、二段で習得する科目(三段科目)まで
 - ※攻撃については、守者の使用する科目に合わせ、武階に関する制限はない。
 - ※五段・六段科目「羅漢圧法」の単独技としての使用は不可。
- (9) 級拳士の使用科目は、次記の通りとする。
 - ・少年部見習、8級、7級の拳士は、6級までの科目を使用できる。
 - ※少年部6級～初段については、例外事項は認めない。
 - ・一般拳士6級～4級は、3級科目まで使用できる。
 - ・一般拳士3級～1級は、初段科目まで使用できる。

2. 競技の部「女子護身技法有段・級拳士」「男子マスターズ(男女ペア)」「中学生男子(男女ペア)」に適用する事項

[重要] 男性による、女性への技の極め(突き、蹴り、倒し、投げ)、固めを禁止する。

- (1) 女性は守者のみ、その後続く連反攻でも女性が柔法、剛法のいずれも技の極め(突き、蹴り、倒し、投げ、固め)を行う。
- (2) 違反した場合は、総合点より15点減点とする。
 - ・男女の体力差を踏まえた安全管理と護身の技法としての観点に基づく護身の技法、体力・体格差を補う技術の修得を目的とする。
 - ・拳系指定組演武では無いが、種目としての在り方を踏まえた取り組みの継続として、守者、攻者の限定を行う。

3. 競技の部「団体一般」「団体中学生」「団体小学生」に適用する事項

[重要] 実際に、コートで演武する拳士の資格に応じた科目を使用する。

- ※違反は、資格外科目の使用として総合点より10点減点とする。
- ※補欠拳士の資格は、考慮されない。

- (1) 団体1組につき、1名か2名の補欠申し込みをすることを推奨する。

大会当日までに正規出場者が何らかの理由(傷病等)により出場できなくなった場合のみ、補欠への交代を認める。補欠が出場する場合は、出場組の所属長より、速やかに大会事務局へFAXまたはE-Mailで連絡する。口頭連絡は受け付けない。

8名でエントリーしている団体が、大会当日までに2名を取消し、6名で演武することは認める。7名で演武することは認めない。6名でエントリーしている団体が5名で演武することは認めない。
- (2) 演武構成
 - ・ 1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は二人一組での組演武を以て編成する。この条件に合わないときみなされた場合は総合点から10点減点される。
 - ・ 団体演武で用いる単独演武は、以下の単演基本法形より選択し、一方向のみ行う。

天地拳第一～六系、義和拳第一、二系、龍王拳第一、三系、龍の形(逆小手単演)、紅卍拳、

白蓮拳第一系

- ・ 各構成の動きは各組が同一の動きを行う。各組が違う動きをしているときみなされた場合は総合点から10点減点される。
- ・ 小学生団体は、演武者が号令・気合を合図として用いることを認める。
- ・ 小学生団体に少年初段の拳士がいる場合、使用できる技は、少年部禁止技を除く一般二段科

目までとする。

4. 競技の部「男子単演有段」「女子単演有段」「男子単演級拳士」「女子単演級拳士」に適用する事項

【重要】 使用科目については単演基本法形から選択する。

(1) 使用科目について

資格別に指定された（資格に応じた）以下の単演基本法形、科目から六つ（重複不可）を選択して構成する。

指定された科目以外を使用した場合は総合点より15点減点とする。

【有段の部】

天地拳第一系～第六系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、白蓮拳第一系、紅卍拳、逆小手単演

【級拳士の部】

・1級～3級

天地拳第一系～第六系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、白蓮拳第一系、逆小手単演

・4級～6級、見習

天地拳第一系～第四系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、逆小手単演

※龍の形（逆小手単演）は三段科目とされているが、「逆小手裏返投裏固」が3級科目であるため、4級～6級、見習も含めて使用可とする。

また、逆小手前指固と逆小手裏返投裏固のいずれでも可とする。

【確認】 義和拳第一系～第二系、白蓮拳第一系、紅卍拳は一方向で1構成とする。

5. 発表 組演武・団体演武に適用する事項

(1) 演武は1回のみ実施する。審査、採点、発表のみとして、順位付けはしない。

※成績証明書には採点結果のみを記載し、コート内順位を記載しない。

(2) 親子の部

【重要】 ・演武時間は、1分～1分30秒以内とする。

・子供が技の極め、固めを行う。子供に対する逆技（極め、固め、投げ）は禁止する。

①演武構成について

・全ての構成において剛法、柔法問わず、子供が各構成最後の技の極め、固めを行う。子供に対する逆技、投げ技、固め技は、構成全体で禁止する。

・違反した場合は少年部禁止技と同様に総合点から15点減点とする。

→親子の体格差、体力差を踏まえた安全管理を目的とする。

②演武時間について

・演武時間は少年部と同じく1分～1分30秒とする。（少年部の演武時間を適用する。）

6. 発表の部 「マイシード」に適用する事項

(1) 参加資格

①障がい者であることを示す各種の交付、または医師より障がいの診断を受けている者

※障がい及び度合は不問。

※年齢、性別は不問。

②引率責任者が終始同伴できること。（開会式等の整列時や演武実施時のコート待機も含む）

(2) 演武内容

- ・単独演武、組演武、団体演武のいずれも認める。
 - ※組演武においては、健常者との組み合わせを認める。
 - ※介護者同伴の演武を認める。
 - ※三人掛も認める。
 - ※演武に際し、車いす・杖等の補助器具の使用を認める。
 - ※武器・法器の使用は認めない。
 - ・演武は発表のみとし、採点・点数表示は行わない。
- (3) 参加資格の確認
- ・各連盟で、出場者の参加資格を確認の上、エントリーしてください。
 - ・大会運営上、必要に応じて、大会実行委員会より出場者の状況について支部長に問い合わせをすることもあります。
- (4) 注意
- ・本種目の対象者は、本大会において「マイシードの部」以外へのエントリーは認めませんが、各選考会での他種目への出場は妨げません（介助者を除く）。
 - ・会場の大きさや来場者数の多さ等、特殊な環境要因によって発作等を引き起こす危険がある場合は、大会参加の是非を慎重にご判断ください。
 - ・大会会場においては、応急措置を行うこともできますが、症状によって救急病院での診察・治療も想定し、治療に要するものを携行してください。

7. 発表の部 「団体演武ファミリー」に適用する事項

- (1) 参加資格
- ①家族（2家族以上の合同は可）、65歳以上、の拳士同士など、大会に参加することを目標とする4名以上の団体であること。
この種目の趣旨は、家族の繋がり、年齢を感じさせない元気さ、世代を越えて永く続く友情、時間を経て再開する仲間との絆などを発表することです。
- (2) 演武内容
- ・ルールにとらわれない団体演武（少林寺拳法健康プログラムも含む）を披露する。
時間は、2分以内とする。
 - ・演武は発表のみとし、採点・点数表示は行わない。
- (3) 参加資格の確認
- ・各連盟で出場者の参加資格を確認の上、エントリーしてください。

8. 発表の部 「インターナショナル」に適用する事項

- (1) 参加資格
- ①異なる国の支部に在籍する拳士による組み合わせであること。ひとつの国に在住する複数国の拳士による組み合わせは認めません。
- (2) 演武内容
- ・自由組演武（三人掛も含む）とする。
※三人掛も認める。武器・法器の使用は認めない。
 - ・演武は発表のみとし、採点・点数表示は行わない。
- (3) 参加資格の確認
- ・各連盟で参加資格を確認し、一財連盟へ直接行ってください。
- (4) 注意
- ・演武は、競技規則に準じた構成としてください。

9. 発表の部 「論文」について

- (1) 参加資格
- ①年齢区分は12才～18才、19才以上の2つとする。
※年齢区分ごとに審査を行う。
- (2) テーマ 「私にとっての理想境」
下記要領に沿って、作文を提出する。
提出された作文を事前審査し、大会当日は優秀発表者の弁論発表を行う。

(3) 申込要領

- ・テーマに基づいて作文（弁論発表できる文言で執筆）し、各連盟より本大会申込締切日まで一財連盟へ提出する。
- ・執筆内容（文言）と弁論発表が異なることは認めない。
- ・提出された作文は返却いたしません。大会終了後に処分しますので、必要に応じて各自で複写物等を保管してください。

(4) 作文の仕様

①言語と字数

- ・日本語 1,600字以内（400字詰め原稿用紙4枚以内）

②提出

- ・ワープロデータを一財連盟へメール添付で提出。

③審査

- ・日本語または英語で審査をします。
- ・各言語共に翻訳を伴うので、極力、正しい文法で作文してください。

④発表

- ・審査の後、追って連絡します。

(5) 注意

- ・「論文」申込者も、大会パンフレットに氏名記載し、大会会場で賞状を授与します。
- ・論文内容は、日々の修練に基づいた評価、研究または考察であること。仮説だけで終始することは認めません。

10. 発表の部「親子」の出場条件変更について〔2019年度より〕

これまで「親子の部」について、子どもが小学生以下である親子（祖父母と孫も含める）であることが出場条件でしたが、更なる家族間交流、世代間交流を促進することを目的として、出場条件を子どもが中学生以下である親子（祖父母と孫も含める）である組み合わせに変更します。但し、子どもが中学生であっても、競技規則は子どもが小学生以下の組と同様に演武時間は1分～1分30秒、少年部禁止技は全て使用不可となります。

また、親子の出場者がいない都道府県、各連盟に限り、親子以外であっても、中学生以下の拳士と男性45才以上、女性35才以上である拳士との組み合わせもオープン参加として出場を認める。

（親子以外の組は審査、表示のみとし、審査結果の記録、成績証明の対象外です。）

11. 競技の部における「宙で回転する受身」に適用する事項

(1) 「一般男子マスターズA」、「一般男子マスターズB」、「一般女子マスターズ」「中学生男子」「中学生女子」「小学生A」について

2019年度からの継続内容

- ・「宙で回転する受身」を禁止とする。
- ・「宙で回転する受身」を使用した場合は15点減点。
- ・「一本背投」「肩車」に対して大車輪を用いて両足で着地する受身は使用可。

(2) 上記(1)以外の各種目について

2019年度からの継続内容

- ・「宙で回転する受身」について、減点対象となる事項を設ける。
受身が不十分で危険を伴う内容とみなされた場合は総合点より5点減点とする。
また、攻防に適合していない(守者の体捌き、並びに技の成立条件が不十分な状態で自ら無理に飛ぶ)「宙で回転する受身」は該当する構成の技術度の採点より、各審判員が1点減点とする。
- ・体の側面から落下している、背中、臀部から落下しているものなどは受身が不十分とみなす。
- ・受身が不十分であると疑義が生じた場合は、該当コートの審判員の協議を行う。
- ・攻防に適合していない(自ら無理に飛ぶ)「宙で回転する受身」は各審判員の判断による。

12. 発表の部「男子運用法」「女子運用法」に適用する事項

(1) 組み合わせと出場人数、武階について

- ・組み合わせは、2名1組（共に初段以上）とする。

※レフリーの出場はありません。大会審判員にて審査を行います。

(2) 防具について

上段：少林寺拳法連盟公認ヘッドガード（黒または赤）

中段：少林寺拳法連盟公認ボディプロテクター

下段：フェールカップまたは金的カップ（メーカー、仕様不問）

※道衣（下）の内側に着用する。

※男子のみ着用

手：少林寺拳法連盟公認拳サポーター

- ・男女とも歯、口腔内外傷予防、あご骨折予防のため、マウスガード（市販のもので可）を着用してください。

(3) 実施方法について

- ・運用法実施要領に準じて行う。（別途案内する）

今年度より発表内容の向上を目的として、同一連盟内での組み合わせで双方攻守による発表とする。

- ・時間は、1分（実働タイム）とする。

→修練、選考会、全国大会の発表における安全性、運用法修練の取り組みの向上を目的として、選考会出場者への事前講習会、及び代表者への全国大会前の講習会の実施をお願いいたします。

(4) 評価方法について

拳（技術）と禅（心）の両面で審査する。

攻撃や反撃をとにかく極めるといったポイントをみるのではなく、双方の攻防の動き、技の習得度、防御から反撃への足捌き、体捌きや技を体系的に練り上げているか（戦術の修得度）など、また特に礼儀作法（相手、審判員・レフリーに対するマナー）を重視する。

13. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

本大会は、新型コロナウイルス感染症予防対策を厳重に実施して行います。大会参加者・関係者に対するガイドラインは、社会動向と行政の注意喚起などを見極めながら、段階的に通知いたします。

今後の発信に十分ご留意ください。

また、上記の関連から、本大会の運営について各種の変動・変更がある場合も想定されます。参加にあたっては、予めご了承のうえ、柔軟にご対応くださるようお願い申し上げます。

(2) 大会中止の可能性について

新型コロナウイルス感染症拡大による政府、行政、その他関係機関からの要請等、また天災の発生またその予測により大会運営に影響を生じると判断した場合は、急遽大会が中止になることもあります。

その場合、大会に掛かる全ての諸費用については、自己負担となります。

(3) 傷害保険について

出場者は、傷害保険等に必ず加入してください。また引率者においても傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入してください。

なお、新型コロナウイルス感染症は、スポーツ安全保険の適用対象外であり、本大会主催者は本大会に関わる全ての人の新型コロナウイルス感染症の感染に対する、いかなる責任も負いません。

以上